



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目次 (*については県例規集掲載事項)

○ 規則

*10 和歌山県立産業技術専門学院学則の一部を改正する規則 (労働政策課)

○ 告示

- 237 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (県民生活課)
- 238 換地処分完了 (農業農村整備課)
- 239 道路の区域変更 (道路保全課)
- 240 " (")
- 241 道路の供用開始 (")
- 242 道路の区域変更 (")
- 243 道路の供用開始 (")
- 244 道路の位置の指定 (都市政策課)
- 245 南海橋本林間田園都市・あやの台二丁目第二地区建築協定の認可 (建築住宅課)

○ 選挙管理委員会告示

*32 平成7年和歌山県選挙管理委員会告示第88号 (個人演説会等の公営施設の指定) の一部改正

○ 公告

争議行為を行う旨の通知 (労働政策課)

○ 監査公表

監査公表第3号

規 則

和歌山県規則第16号

和歌山県立産業技術専門学院学則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年3月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県立産業技術専門学院学則の一部を改正する規則

和歌山県立産業技術専門学院学則 (平成5年和歌山県規則第26号) の一部を次のように改正する。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式(第8条関係)

※受験番号	※受付年月日	普通課程にあつては、和歌山県証紙をここにはってください。はりきれない場合は、裏面余白にはってください。 消印は、しないでください。
	年 月 日	

入 学 願 書

年 月 日

和歌山県立 産業技術専門学院長 様

写 真 欄
6か月以内撮影 上半身・脱帽・ 無背景 (3 cm×4 cm)

貴学院に入学したいので出願します。

1	ふりがな		性別		年 月 日生	歳
	氏 名					
2	現住所	郵便番号	-	電話番号	()	
3	最終学歴	学校名 科 年 月 卒業・卒業見込・中退				
4	試験場所					
5	志 望 訓練科名	第1志望			第2志望	
		科			科	
6	免許資格	取得年月日	免 許 資 格 名			
		年 月 日				
7	職 歴	勤 務 期 間	勤 務 先 等	職 務 の 内 容		
		年 月 日				
		～ 年 月 日				
		年 月 日				
		～ 年 月 日				
		年 月 日				
		～ 年 月 日				
		年 月 日				
		～ 年 月 日				

備考 6及び7は、該当者のみ記入してください。

※公共職業安定所記入欄

公共職業安定所名	
----------	--

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第237号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成22年5月6日まで縦覧に供する。

平成22年3月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成22年3月2日

2 名称

特定非営利活動法人紀州粉河まちづくり塾NPO

3 代表者の氏名

楠富晴

4 主たる事務所の所在地

和歌山県紀の川市粉河1797番地

5 定款に記載された目的

この法人は、粉河及び粉河周辺の地域住民に対して、産業及び文化振興に関する事業を行い、文化、環境、福祉に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第238号

平成22年1月15日付けで計画決定した県営換地計画（県営畑地帯総合整備事業下中三栖地区中三栖換地区）については、換地処分が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定により、この旨を公告する。

平成22年3月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第239号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年3月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 311号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考 メートル

田辺市本宮町本宮字坂町1577番4地先から同市本宮町渡瀬字高皿921番4地先まで	旧	3.00 } 163.30	5,870.90	小栗橋 L=6.30 下湯川橋 L=44.60
--	---	---------------------	----------	-------------------------------

和歌山県告示第240号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年3月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 大崎加茂郷停車場線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
海南市下津町方字丸尾2176番1地先から同市下津町方字丸尾2158番1地先まで	旧	4.70 } 7.70	113.80	
同上	新	6.33 } 9.12	113.80	

和歌山県告示第241号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年3月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

路線名 大崎加茂郷停車場線

供用開始の区間 海南市下津町方字丸尾2176番1地先から同市下津町方字丸尾2158番1地先まで

供用開始の期日 平成22年3月16日

和歌山県告示第242号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年3月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 田辺白浜線

区 間	新 旧 の 別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
田辺市湊字地下1023番1地先から同市湊字地下1041番1地先まで	旧	6.20	144.60	
同上	新	12.00	144.60	

和歌山県告示第243号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年3月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

路線名 田辺白浜線

供用開始の区間 田辺市湊字地下1023番1地先から同市湊字地下1041番1地先まで

供用開始の期日 平成22年3月16日

和歌山県告示第244号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成22年3月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定 番号	指定位置	申 請 者 住 氏 所 名	指 定 年 月 日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3081	日高郡みなべ町北道字濱通り318番1の一部、318番12	日高郡みなべ町芝491番地7 荒堀安雄	平成22.3.8	4.00	34.50

和歌山県告示第245号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第73条第1項の規定により、南海橋本林間田園都市・あやの台二丁目第二地区建築協定を平成18年1月26日に認可したので、同条第2項の規定により公告する。

なお、建築協定書及び関係図書は、橋本市役所に備え縦覧に供する。

平成22年3月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第32号

平成7年和歌山県選挙管理委員会告示第88号（個人演説会等の公営施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成22年3月16日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

表中 「 橋本市高野口町応其100番地の4 」 板橋集会所

所 「 橋本市高野口町応其100番地 」 を 「 橋本市高野口町応其100番地 橋本市隅田町中島189番地 」 に改

める。 地の4 の1 「 板橋集会所 橋本市東部コミュニティーセンター 」 に改

める。

公 告

公 告

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定に基づき、日本赤十字社和歌山医療センター労働組合執行委員長重栖満紀子から平成22年2月26日、次のとおり医療事業に関する事件につき争議行為を行う旨の通知があったので公表する。

平成22年3月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 事件 労働条件改善等に関する諸要求
- 2 日時 平成22年3月25日午前零時から本件の完全解決に至るまでの期間
- 3 場所 日本赤十字社和歌山医療センター全職場
- 4 争議行為の概要 あらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。

監 査 公 表

和歌山県監査公表第3号

平成20年4月1日付けで公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、知事から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により次のとおり公表する。

平成22年3月16日

和歌山県監査委員 楠 本 隆

和歌山県監査委員 足 立 聖 子

和歌山県監査委員 須 川 倍 行

和歌山県監査委員 角 田 秀 樹

- 1 包括外部監査の特定事件
過年度の包括外部監査に関する是正措置の状況について
- 2 包括外部監査の結果に基づく措置

監 査 結 果 (指 摘 事 項)	措 置 の 内 容
<p>第2章 包括外部監査の結果と意見</p> <p>1.和歌山県住宅供給公社</p> <p>6.高額所得者への対応について(指摘)</p> <p>県営住宅は、低額所得者に貸付けるための住宅であり、翌年度の家賃を決定するために入居者は、毎年7月に収入申告をするよう義務付けられている。収入申告の未提出者については、県の指示に基づき所得調査を行うことができる。</p> <p>県は収入申告により、高額所得者と認定した入居者に対しては、「明渡計画書」の提出をさせている。</p> <p>平成16年度から平成18年度までの高額所得者で明渡計画書を提出している件数はゼロ件であった。</p> <p>また、高額所得者が実際に退去しているケースは、平成16年度の2件のみであり、高額所得者が実際に退去するケースはこの2年間はゼロである。</p> <p>この高額所得者の退去に対する交渉は、県の職員が行うべきものであるが、県の担当者によれば「滞納整理の義務に重点を置いた対応をしていることもあり、現状では、文書による指導のみ」ということである。</p> <p>その結果、退去の実現に至っていないのであるから、個別面談を行うなど早急に対応すべきである。</p> <p>前回の監査では高額所得者数28件(平成10年度調査結果)であり、数自体は減少しているが、県営住宅は低所得者に対し貸し付けるための住宅であり、退去しない高額所得者が存在していることは県民にとって公平性に欠けるものであるため県及び住宅公社は適切な対応を図る必要がある。</p>	<p>高額所得者に対して、高額所得者認定通知書を送付するとともに、明渡計画書の提出を求めている。</p> <p>なお、明渡計画書が未提出の者については、文書及び訪問による提出督促を行い、提出があった者については計画に基づく自主退去を促している。</p> <p>※ 高額所得者の状況 平成21年12月末 認定件数 15件 退去件数 4件</p>